

- (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字下山 1691 の 1、1691 の 2、字日下 1836 の 9・1836 の 11（以上 2 筆について次の
 図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本
 県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 511 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業
 所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
いつでんどこでんディサービスセンター 山鹿市古閑 1312-3	特定非営利活動法人 コレク ティブ	平成 15 年 5 月 1 日

熊本県告示第 512 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業
 所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
本里内科医院 通所リハビリテーション ももだ 玉名市大倉 1574-4	本里内科医院 院長 本里秀俊	平成 15 年 5 月 1 日

熊本県告示第 513 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業
 所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 わらべ 下益城郡富合町大字木原 1460 番地 2	有限会社 ケアサポート雁回	平成 15 年 4 月 28 日

熊本県告示第 514 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業
 所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
白百合居宅介護支援事業所「いこい」 下益城郡小川町大字江頭字八ノ坪 237 番 地	社会福祉法人熊本白百合会	平成 15 年 4 月 28 日

熊本県告示第 515 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業
 所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子